

民生委員・児童委員の活動をご存知ですか？

大正6（1917）年5月12日に民生委員制度の源と言われる「済世顧問制度（さいせいこもんせいど）」が岡山県で誕生しました。

このことに由来し、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とし、その日から1週間を「活動強化週間」と定め活動を行っています。



▲認知症についての研修を受講する
橘地区民生委員・児童委員

■民生委員・児童委員とは

民生委員法ならびに児童福祉法により国（厚生労働大臣）から委嘱を受けています。

「住み慣れた地域で誰もが安心して心豊かに暮らしつづけることができるまちづくり」のために様々な活動や暮らしに関する困りごと等の相談を受けています。

定期的に会議や研修会を開催し、資質の向上に努めています。

■主任児童委員とは

児童福祉法に基づき民生委員・児童委員の中から選出され、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、家庭・学校・児童相談所等の関係機関と連携を図りながら活動します。

民生委員・児童委員は地域住民の身近な相談相手です。委員一同が心をひとつにして、いつも住民の皆様の心のよりどころとなり、安心して生活できる地域づくりを進めていきます。

周防大島町では、111名の民生委員・児童委員と8名の主任児童委員が活動しています。困りごと・相談ごとがある場合は、遠慮なくご相談ください。相談内容に応じて適切な関係機関による支援への「つなぎ役」になります。

また、民生委員・児童委員には、公務員と同等の守秘義務が課せられていますので、安心してご相談ください。

■問い合わせ 福祉課 ☎0820（77）5505

5月1日～6月30日

全国一斉大麻・けし撲滅運動

大麻、植えてはいけないけしを発見した場合
や見分け方が分からないときは…

■柳井健康福祉センター

☎0820（22）3631

■周防大島幹部交番

☎0820（72）0110

麻薬の中で、乱用されて社会問題となるのが、けしから取れるアヘンやモルヒネです。

けしの中でも、「おにげし」や「ひなげし」などは、麻薬成分を含んでおらず観賞用として植えても良いのですが、「セティゲルム種」、「ソムニフェルム種」のけしや「ハカマオニゲシ」は麻薬成分を含んでおり、勝手に植えてはいけません。

また、大麻（あさ）も麻酔性の成分を含んでいるため、勝手に植えることはできません。

なお、平成27年度は、期間中に県下122カ所において、約18,000本もの植えてはいけないけしが発見されました。

■セティゲルム種、 ソムニフェルム種 の見分け方



- 全体が白っぽい緑色である。
- 葉のまわりの切れ込みが浅く、つけ根が茎を抱きこんでいる。
- 一重咲きの花は、花びら4枚で、色は赤、桃、紫、白などがある。また、多数の花びらがついた八重咲きの花もある。

■ハカマオニゲシ の見分け方



- 花の色が深紅色である。
- 花の下に4～8個のハカマ（苞葉：ほうよう）がある。
- 花びらの基部に黒紫色の斑点がある。

■大麻の見分け方



- 葉にノコギリ状の切れ込みがある。
- 葉は3～9枚の小葉が集まり手のひらのような形をしている。